

お客様各位

令和3年7月9日

日本国際商船株式会社



東京都における4回目の緊急事態宣言対応について

政府は、新型コロナウイルスの感染の再拡大が続く東京都に対し、7月12日から8月22日まで、4回目の緊急事態宣言を出すことを決定しました。(緊急事態宣言期間中にオリンピック、パラリンピックが行われることとなります)

また、沖縄県に出されている緊急事態宣言を8月22日まで延長することになりました。上記緊急事態宣言を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から東京支店に関しまして、下記の通り時差出退勤制を時限的に取り入れ対応を行なわせていただきます。

<東京支店のみ：時差出退勤制>

通常始業時刻 AM9:00 ——> 実施後 AM8:00~AM10:00 の間を始業時刻とする。

通常終業時刻 PM17:20 ——> 実施後 PM16:20~PM18:20 の間を終業時刻とする。

<実施期間>

7月12日(月) から 8月22日(日) まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上